

伊財第 209 号
平成20年 6月30日

所 属 長 様

財政課長 光 田 和 夫
(公 印 省 略)

平成20年度9月補正予算要求見積書の提出について(通知)

このことについて、9月定例会市議会に向け予算の補正を必要とするところは、下記により補正予算見積書を提出されますようお願いいたします。

記

1. 提出期限 **平成20年 7月14日(月)正午まで**
2. 提出部数 3 部(ただし総務部は2部)
3. 留意事項

- (1) 義務的、経常的な経費については、当初予算に年間必要額を計上しているため、原則として今回の補正は行いません。補正予算要求は、その後の情勢の変化(国、県の制度や予算措置の状況)や施策としての取り組みに係るものを原則とします。
- (2) 既存事業に係る補正(増額若しくは減額)要求を行う場合は、行政評価を判断指標として活用するとともに、その必要性、効果、緊急性を十分に精査、検討してください。
- (3) 起債を伴う事業は、必ず事前に財政課と協議してください。
- (4) 監理室(庶務担当係)は、要求書を取りまとめるとともに内容を十分に精査し、提出後差替えが生じないようにしてください。
- (5) 部長決裁を受けて提出してください。
- (6) その他

補正予算要求見積書のシステム入力は、行政マネジメント支援に入力してください。

一般会計 (第2号)	農業集落排水事業特別会計 (第2号)
国民健康保険特別会計 (第2号)	市営駐車場特別会計 (第1号)
介護保険特別会計 (第1号)	老人保健特別会計 (第2号)
立花台地開発事業特別会計 (第2号)	後期高齢者医療特別会計 (第1号)
公共下水道特別会計 (第3号)	

補正予算要求見積書の製本順は、6月補正予算要求見積書と同様に行ってください。

集計表及び調書等の添付資料は、添付ファイルを利用してください。

財政担当ヒアリング 平成20年7月16日(水)～

財政課財政係(内線2222、2223)